

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 高齢介護課 認定・保険料係	
許 認 可 等 名	要支援認定	
根 拠 法 令	介護保険法	
根 拠 条 項	第32条第6項	
連 絡 先	(電話 621-5581)	
審 査 基 準	<p>○介護保険法 (要支援認定) 第32条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。</p> <p>(1) 当該被保険者の要支援状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養及び家事に係る援助に関する事項</p> <p>(2) 第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項</p> <p>5 (略)</p> <p>6 市町村は、第4項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援認定をしたときは、その結果を当該要支援認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 該当する要支援状態区分</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成30年 4月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 30日 (休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	

	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
審査基準	基準	<p>(2) 第4項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見 7～9 (略)</p> <p>○ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 (要支援認定の審査判定基準等)</p> <p>第2条 法第7条第2項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第32条第4項前段（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。</p> <p>(1) 要支援1 要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</p> <p>(2) 要支援2 要支援状態の継続見込期間（法第7条に規定する期間をいう。）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</p> <p>2 前条第2項の規定は、第2号被保険者の要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであるかについての法第32条第4項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定について準用する。この場合において、前条第2項中「法第27条第3項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第32条第2項（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第27条第3項」と、「法第27条第6項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第32条第5項（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第27条第6項」と読み替えるものとする。</p> <p>(要介護認定等基準時間)</p> <p>第3条 第1条第1項各号及び前条第1項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第27条第2項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する1日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。</p> <p>(1) 入浴、排せつ、食事等の介護 (2) 洗濯、掃除等の家事援助等 (3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等 (4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練 (5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等</p>